○内閣府告示第九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県多気郡明和町

二　地域再生計画の名称　歴史・文化と自然が輝き、快適で心豊かな『和』のまちづくり再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県多気郡明和町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　甲賀市

二　地域再生計画の名称　里山の自然と人が共生する快適なふるさとまちづくり再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　甲賀市の区域の一部（信楽町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　綾部市

二　地域再生計画の名称　綾部市「住んでよかった・・ゆったりとした自然豊かなまち」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　綾部市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　綾部市

二　地域再生計画の名称　綾部市企業等支援・雇用創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　綾部市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五④）

○内閣府告示第百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　京丹後市

二　地域再生計画の名称　極上のふるさとづくりプロジェクト～ジオツーリズムの創造・特色ある地域資源を活かした地域産業の拡大～

三　地域再生計画の区域の範囲　京丹後市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　大阪府及び河内長野市

二　地域再生計画の名称　「奥河内」農と緑のふるさと地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　河内長野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県、洲本市及び南あわじ市

二　地域再生計画の名称　新しい交通ネットワークを中心とした南淡路地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　南あわじ市の全域及び洲本市の区域の一部（旧洲本市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県及び朝来市

二　地域再生計画の名称　人と緑　心ふれあう交流のまち　朝来市（第二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　朝来市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県及び奈良市

二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした、みんなで創る元気な農村づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良市の区域の一部（田原地域及び六郷地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十三年三月二十五日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良自然豊かなまちづくり再生計画

二　地域再生計画の名称　奈良自然豊かなまちづくり再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良市の区域の一部（大和川上流流域下水道処理区及び奈良市公共下水道処理区を除く区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）